

ミャンマー(ビルマ)：理念なき海外からの援助・投資は、民主化・紛争解決を阻害し、少数民族の人権侵害を助長する

国連人権理事会

第22回通常会合（2013年2月25日—3月22日）

第四議題：理事会が特別注意すべき人権問題

ヒューマンライツ・ナウ（HRN）による書面声明

ヒューマンライツ・ナウ（HRN）は、ビルマ法律家協会とともに、第22会期の人権理事会におけるミャンマーの人権状況に関する議論に参加するため、同理事会宛のステートメントを送付した。

私たちは、依然深刻な状況にあるミャンマーにおける甚大な人権侵害に関する任務遂行を続けることを要請する。ミャンマーには、1962年の印刷者及び出版社登録法等、国際人権法に反する抑圧的な諸立法が依然として存在する。更にカチンやシャン州北部での内乱において、ミャンマー軍による深刻な人権侵害が続いている。

HRNは、現在増えつつある海外からの投資は人権侵害を助長し、ミャンマーの紛争の根本原因の解決を困難にしかねないことに懸念を表明する。

背景

2010年のアウンサンスーチー氏の釈放以来、ミャンマーにおける人権状況は日に日に変化してきている。しかし、ミャンマーでは深刻な人権侵害問題が未解決であり、特に少数民族居住地における人権侵害が問題である。この人権侵害の問題は、欧米諸国及び日本の投資及び公的援助の増加と表裏一体の関係にある。

私たちは、現在増えつつある海外からの投資は人権侵害を助長し、ミャンマーの紛争の根本原因の解決を困難にしかねないことを非常に懸念している。

2. ミャンマーの人権侵害はいまだ深刻なものである。国際人権法に違反した弾圧的法律が今も施行されており、官憲による人権侵害の法的予防措置も存在しない。1962年の印刷者及び出版社登録法等の人権制約的な法律のもとでは、表現や政治活動の自由は保障されない状況にある。

更に深刻なことには、カチン州やシャン州北部においてはいまだに戦闘が続いており、ミャンマー軍による深刻な人権侵害が報道されている。ある報告によると、2013年1月に、国軍がライザ村にて攻撃を行い、3人の市民が死亡し、6人が怪我をしたと言われている。カレン州やシャン州の停戦停止協定の締結された地域でも、武力紛争が続いているところもある[1]。

3. 現ミャンマー政権は停戦合意を優先させ、少数民族の権利・権限を明確に保障する包括的な和平解決の協定を締結しないため、停戦後の少数民族の人々は完全な無権利状態に置かれている。停戦地域となった後も、ミャンマー国軍は撤退せず、占領が継続・拡大している地域も多くある。この様な地域では、停戦合意前より脆弱な立場に置かれ、一層深刻な迫害を受けている地域も少なくない。停戦合意後多くの少数民族が、国軍により労働を強いられているという訴えも多い。

さらに、「開発」という名の下に、少数民族がこれまで生活の基礎としてきた資源や土地が奪われ、少数民族の生活の本拠が奪われる事態も報告されている。停戦後に、軍を主導とする鉱山や港湾の開発が進められ、開発計画地域周辺に居住する住民が一切の補償なく移転を強いられ、生活の基盤を奪われる、という事態はミャンマー全土で報告されている[2]。

ミャンマーの2008年憲法第37条によれば、ミャンマーにおけるすべての土地は国有とされており、土地を使用耕作している者には土地の権利が与えられず、土地の侵奪に対して極めて脆弱な状況に置かれている。2012年3月30日に施行された農地法は、18歳以上の市民で継続的に農業に従事している者に対し、その耕作する土地の「農業権」の取得を認め、登録制度も創設された。しかし、多くの農民には、こうした法制度が周知徹底されておらず、「農業権」を取得することは著しく困難である為、本法は人々の農地を守るセーフガードになっていない。さらに、土地の収用に対する補償に関する適正な基準も確立せず、土地をめぐる紛

争の法的解決手段として、公平な司法制度が整備されているとも到底いえない状況である。

4. 少数民族地域における軍の支配力が拡大し、少数民族の人権保障がなされていない現状において、主に日本や欧米諸国による、海外からの援助・投資による開発事業が加速すれば、「開発」の名のもとになされる人権侵害が助長されることになる。この様な援助・投資により、少数民族の人権保障に留意した紛争の平和的解決が困難になるどころか、紛争の平和的解決にむけてのプロセスが著しく阻害される。

これら地域の開発にあたっては、地域住民が意思決定過程へ参加することを保障し、住民との事前協議及び十分な情報・自由意思に基づく事前同意が開発の前提条件であること、紛争が生じた場合の司法へのアクセスや損害に対する有効な法的救済がなされること、そして、事前に環境・人権等への潜在的被害に関するアセスメントがなされることが必要である。しかし、この様な問題対処の実効的なメカニズムは、ミャンマーにおいて一切構築されていない。

さらに、開発プロジェクトに関する有効な監視メカニズムが援助・投資国側において確立されているとはいえず、援助実施に関する透明性も欠如している。特に、ミャンマーの少数民族が多く携わっている農業分野が最も深刻な被害を受けると予想される。

5. 過去のミャンマーにおける開発をみれば、天然資源の大規模開発計画が少数民族地域の人々の貴重な資源を奪ってきた。これら開発は、甚大な環境汚染や人権侵害の犠牲の下、開発者や依頼主に莫大な富がもたらされ、少数民族の人々には何らの恩恵ももたらさないという不平等な結果をもたらした。開発過程において、土地の侵奪、貧困地域への強制移転、強制労働、拷問、レイプ及び殺害等の極めて深刻な人権侵害が頻繁に起きていた[3]。こうした軍部による人権侵害状況を暗に知りつつ、開発に関わってきたユノカル(Unocal)等の多国籍企業は、人権侵害の共犯者として強い社会的批判を浴び、法的責任を負うよう要求されてきた。ミャンマーの昨今の民主化に伴い、この様な人権侵害状況が真に改善されてきたか否かは、国際人権法の明確な基準に照らし合わせ慎重に検討すべきである。

6. 以上のとおり、少数民族の権利が保障されず、人権侵害や環境破壊の再発防止の法的保護が実施されていない現状のもと、ミャンマーにおいて海外からの援助・投資による開発事業が加速すれば、ミャンマーの人々の人権状況を一層深刻なものとし、環境破壊・紛争の助長につながる危険性がある。

人権の尊重は、欧米および日本の援助の基本原則である。また、多国籍企業に対しては、人権侵害に加担してはならないデューディリジェンスが国連においても『国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施の為のビジネスと人権に関する指導原則』として確立されている。私たちは、ミャンマーの資金援助・開発に関わる、政府・多国籍企業に対し、人権の原則に基づき、現地の人々の人権、特に少数民族の人権に対する配慮・尊重を開発の大前提とすることを求める。各国政府、援助機関、企業は、現地住民及び少数民族の権利を侵害する危険性のある開発計画について慎重に再検討し、危険性が払しょくされない限り計画を中断すべきである。

7. 以下の要件を開発計画実施の前提条件とすべきである。

- 1) 開発対象地域における少数民族と軍の包括的合意が実現していること
- 2) 地域住民が意思決定過程へ参加することを保障するメカニズム、住民との事前協議及び十分な情報・自由意思に基づく事前同意を要すること
- 3) 事前に環境・人権等への潜在的被害に関するアセスメントの実施
- 4) 人権侵害・環境破壊・適正な資金援助実施に関する有効な監視メカニズムの確立
- 5) 紛争が生じた場合の公平かつ有効な法的紛争解決手段へのアクセスの確保、紛争を解決する法的救済の保障
- 6) 地域住民が開発の犠牲にあわないようなセーフガードに関する政策の確立。特に、ダム建設、ガス、石油、天然ガス、鉱物、その他天然資源の採取を伴う大規模開発事業やインフラ整備事業については、深刻な人権侵害につながる危険性が高いことから、格別に慎重な配慮をするよう、要請する。

8. ミャンマー人権侵害状況が依然深刻であることに鑑み、私たちは国連人権理事会に対して、議題 4(Agenda Item 4)のもとで、ミャンマーの人権侵害に関する任務遂行を継続することを求める。

[1] <http://hrn.or.jp/eng/activity/area/burma/statementsstatement-on-human-rights-violations-in-burma-myanmar-amidst-air-strikes-on-the-people-of-k/>

<http://hrn.or.jp/eng/activity/Burma%20statement20120713.pdf>

[2] ヒューマンライツ・ナウによる2012年シャン州の人々に対する調査:

<http://www.shanhumanrights.org/>

[3] ユノカルについては以下参照 <http://www.earthrights.org/legal/doe-v-unocal-case-history>.